令和4年8月1日

総　務　課

**新型コロナウイルス感染症への対応方法（簡易版）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 対　応　方　法 |
| ★新型コロナウイルス感染症と診断された場合 | 〇入院の必要性等がなければ自宅療養・発症日を0日として10日かつ症状軽快後72時間経過するまで自宅待機・無症状の場合は、7日間自宅待機（8日目に解除）〇感染したことを伝える　・所属長へ：最初に症状があった日、仕事上の接触者　・同居者、行動を共にした人へ：感染の可能性や感染防止の注意〇同居者と部屋・食事を分け、自身で健康観察（体温測定、症状が出ていないか注意）。保健所からの連絡はハイリスク者へのみ。〇薬事承認された抗原検査キット＊で陽性になった場合は、保健所へ申請する。　（長野市以外は、HPで確認）　　＊薬局等で販売する国が承認した体外診断用 |
| ★感染者の濃厚接触者となった場合（同居者が感染した場合） | 〇外出自粛＝自宅待機（在宅勤務は可能）　・感染者と最後に接触した日と、感染予防対策をとった日の、遅い方を０日として５日間（6日目に出勤可能）・無症状で2、3日目の抗原検査が陰性なら3日目に待機を解除できる場合がある。（適用は個別対応）＊いずれも７日目までは、特に感染防止対策が必要〇症状が出ていない次の人には、保健所がPCR検査を実施・65歳以上の人・基礎疾患がある人（高血圧、糖尿病等）・妊娠している人 |
| ★同居者以外の感染者と接触があった場合 | 〇リスクの状況を確認し、一定期間の自宅待機、在宅勤務、または、他の社員と接しない場所での勤務を検討 |
| ☆同居者が感染者と接触した場合例）子どもの学級で感染者が出た　 子どもの友人が感染した | 〇所属長に、同居者の接触状況を伝える〇感染リスクが高いと判断した場合、一定期間自宅待機、在宅勤務、他の社員と接しない場所での勤務を検討 |
| ☆同居者に感染を疑わせる症状が出た場合 | 〇出勤せず、所属長に連絡〇検査を実施した場合は、結果が出るまで自宅待機〇同居者の感染が確定した場合は、濃厚接触者として対応 |

※★は本人の場合、☆は同居者の場合

感染の可能性が高い接触があった人とは、感染者の発症2日前からこれまでに感染者と次の接触があった人をいいます

◆感染者とマスクせずに1m以内で15分以上話した

食事、喫煙時にマスクを外して会話する時間を含む

　あごマスク、鼻マスクなど、鼻と口の両方を覆っていない場合には、マスクなしとする。

◆感染者と車に同乗した（マスクなしの場合15分以上、マスクしている場合60分以上）

◆適切な感染対策なしに感染者の気道分泌液やそのエアロゾルに触れた・吸い込んだ

◆感染者と３密状態（密集、密接、密閉）で一緒だった